

東弁27人第389号

2016年2月2日

東京拘置所

所長 渡邊恒雄 殿

東京弁護士会

会長 伊藤茂昭

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告致します。

記

第一 勧告の趣旨

申立人が貴所に收容されていた間、申立人を被告とする民事訴訟事件について、その口頭弁論期日への出廷を一切許可しなかったことは、申立人の人権（出廷権）を侵害するものです。

今後、貴所において收容している者を当事者とする訴訟について、收容者から出廷の願い出があった場合には、原則としてこれを許可するものとし、例外として、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り不許可とされるよう勧告します。

第二 勧告の理由

一 認定した事実

申立人は、申立て当時、貴所に收容されていた者である。

貴所においては、被收容者が期日呼出状等の送達を受けて期日への出廷を希望する場合には、願せんにその旨を記載させた上で当該願せんに提出させ、当初において具体的事案における出廷の必要の程度、出廷の拘禁に

及ぼす影響の程度等を勘案し、個別に出廷の許否を判断し、調停、証人尋問等の場合において、個別に検討の上、出廷を認めている。

申立人は、貴所収容中、平成21年11月20日付け、平成22年1月4日付け、同年2月3日付け、同年3月2日付け、同月26日付け、同年4月26日付け（2件）、同年5月7日付け、同年6月11日付け及び同年8月20日付けで出廷願を出願した。

しかしながら、貴所は、それぞれ、「職員配置の都合により、本人を出廷させることは困難であること。」、「訴訟代理人に事件を委任することが可能であり、委任に係る費用について、日本司法支援センターによる法律扶助を受ける途が開かれていること。」、当該民事裁判が初回又は2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日であれば、「本人が出頭せずとも民事訴訟法158条により、答弁書その他の準備書面が擬制陳述扱いとなること。」などの理由により、願意取り計らわない旨告知し、出廷を認めなかった。

二 権利侵害性の判断

1 出廷権の基本権性

憲法第32条は、民事事件及び刑事事件について言えば、何人も自ら裁判所に対して訴訟を起こして権利利益の救済を求め得ること即ち、裁判を受ける権利を保障しており、また、憲法第82条1項は、裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う旨定めている。これは、民事事件又は行政事件について言えば憲法の許容する例外の場合を除き、公開の対審を保障したものと解され、対審のため裁判所に出頭することができることも憲法の許容する例外の場合を除き、憲法の保障するところである（札幌高判昭52.9.26、判タ364.205）。

2 出廷権制限の可否と判断基準

刑事施設においては、刑事施設の長の広範な裁量によって、出廷の許否が決められている（法務省矯正局長通達 昭和35年7月22日 矯正甲第645号「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」）。

しかしながら、出廷権が基本的人権として憲法により保障されていることに鑑み、これら刑事施設の長の裁量は厳しく制限されなければなら

ない。

具体的には、刑事施設の長は、刑事被拘禁者が裁判所から呼出しを受けた際、原則として出廷を許可しなければならず、例外として、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って出廷する権利の制限（不許可）が許されると考えるべきである。

3 相手方が出廷を不許可とした理由とその妥当性

貴所は、申立人の願い出に対し、①職員配置の都合により、本人を出廷させることは困難であること、②訴訟代理人に事件を委任することが可能であり、委任に係る費用について、日本司法支援センターによる法律扶助を受ける途が開かれていること、③当該民事裁判が初回又は2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日であれば、本人が出頭せずとも民事訴訟法158条により、答弁書その他の準備書面が擬制陳述扱いとなること、の3点を理由として、出廷を不許可とした。

しかしながら、上記理由②については、弁護士強制の制度をとらない我が国においては、訴訟代理や法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟追行を十全ならしめるための補充的な制度に過ぎない。弁護士に受任拒否の自由があり、仮に弁護士費用が準備できても、必ずしも訴訟代理人が確保できるとは限らない。また、法律扶助も、扶助する事件に条件をつけて審査を行い選別することが許されているのであるから、扶助を受けられない場合も当然に生じ得る。従って、これらの制度の存在をもって、出廷権を否定し、あるいは制限する根拠とすることができないことは明らかである。

また、上記理由③については、答弁書等の擬制陳述が認められるのは「原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないとき」のみであり（民事訴訟法158条）、相手方が主張するような「2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日」における擬制陳述を許容する規定は民事訴訟法上存

在しない。

さらに、上記理由①については、貴所は抽象的な職員配置上の不都合を述べるのみであり、「出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性」は認められない。

4 結論

以上検討した結果、貴所が申立人に対し、申立人を被告とする民事訴訟について、口頭弁論手続きへの出廷を一切許可しなかったことについては、その不許可とすべき根拠が見当たらず、施設長の裁量を逸脱した処遇であり、申立人の出廷権を侵害するものと認められる。

よって、頭書のとおり勧告を行う。

以上